

平成21年11月13日

特許庁

日米欧三極間で特許審査ハイウェイの取組開始

～日米欧三極特許庁長官会合における合意について～

11月12日、日欧特許庁長官は京都で会談し、両庁は特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を来年1月29日から開始することに合意しました。

また、本日京都で開催された日米欧の三極特許庁長官会合では、PPHの適用対象について検討を行い、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願について、日米欧いずれかの国際調査機関又は国際予備審査機関により特許性を有するとの見解が示された場合においても、日米欧の各国で早期審査を受けることを可能とする試行プログラムを、来年1月29日から開始することで合意しました。

これにより、三極特許庁間の審査のワークシェアリングの取組が加速し、企業の欧米での迅速な権利取得が一層促進されることが期待されます。

1. 背景

我が国は、審査の迅速化とユーザーの利便性向上を実現するための取組として、一方の国で特許となった出願について、他方の国でその審査結果を参照しながら、早期審査を行う枠組みである「特許審査ハイウェイ（PPH）」を各国とともに進めています。

欧州特許庁には、我が国から年間2万件以上の特許出願がされていますが（2007年）、欧州特許庁とは未だPPHを締結しておらず、産業界ユーザーからは、日欧間でPPHの取組を開始することが待ち望まれていました。

また、現在PPHは、相手国における国内審査で特許性があると判断された出願にのみ申請が認められています。PCT出願[※]のうち、国際段階の成果物（国際調査報告など）において特許性があると示されたものも対象とすることで利便性が大きく向上することから、三極特許庁間で検討が行われてきました。

※PCT出願：特許協力条約（PCT）に基づき一つの国際出願を行うことで、出願人が指定した複数のPCT加盟国に同時に特許出願したものとみなされる制度。世界の全特許出願件数のうち、非居住者による出願の約半分をPCT出願が占める（2007年）。国際出願は、PCTが定める国際調査機関・国際予備審査機関により、その特許性が調査され、その結果が公表されるため、各国の特許庁は国際調査機関・国際予備審査機関の見解を参照して自国の審査を行うことが可能となる。

2. 会合の結果について

(1) 日欧間におけるP P H試行開始の合意

昨日、日本国特許庁長官と欧州特許庁長官は京都で会談し、両庁間のP P Hの試行プログラムを来年1月29日から開始することに合意しました。来年1月29日以降、出願人は本プログラムに従い、一方の国で特許を取得した場合、他方の国で早期審査の請求をすることができ、特許の迅速な取得が可能になります。世界第4位の特許出願件数を有する欧州特許庁とのP P H締結により、我が国とのP P H締結国・機関は12か国・機関となり、我が国を含む13か国・機関の出願件数は、世界の特許出願の約75%を占めることとなりました。さらに、今回の我が国特許庁と欧州特許庁とのP P H締結により、日米欧の三極特許庁間でP P Hの取組が開始されることとなりました。

(2) P P Hの適用対象の拡大

本日、三極特許庁長官は、P P Hの適用対象について検討を行い、P C Tに基づく国際出願について、日米欧いずれかの国際調査機関又は国際予備審査機関により特許性を有するとの見解が示された場合においても、日米欧の各国で早期審査を受けることを可能とする試行プログラムを、来年1月29日より開始することで合意しました。

これにより、三極特許庁間における審査のワークシェアリングの取組が加速し、企業の欧米での迅速な権利取得が一層促進されることが期待されます。

<各P P Hプログラムの詳細>

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

(本発表資料のお問い合わせ先)

特許庁特許審査第一部調整課審査企画室

担当者：安田、武重

電話：03-3581-1101 (内線 3103)

：03-3580-5898 (直通)

特許庁総務部国際課

担当者：片桐、新留、高松

電話：03-3581-1101 (内線 2561)

：03-3580-9827 (直通)